

## 答 申

### 1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成20年4月25日20飯農第1616号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 異議申立てに係る対象文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、市町村が平成13年度に、福岡県小規模零細地域営農確立促進対策事業（以下「促進対策事業」という。）による補助金の交付を受け、実施した農畜産物処理加工施設工事（施行場所：福岡県 郡 市町村、事業費：223,059,000円。以下「本件工事」という。）の測量設計監理費の内訳に関する文書である。

実施機関は、本件文書は存在しないとして、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により本件決定を行った。

### 3 異議申立ての趣旨及び経過

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての経過

ア 平成20年4月10日付けで、異議申立人は、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件文書の開示請求を行った。

イ 平成20年4月25日付けで、実施機関は本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成20年4月30日付けで異議申立人は、本件決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件工事設計書において、本件文書が添付されていないのは、設計書未整備の状態でも認可したことになるため、整備する必要がある。

(2) 本件文書について整備した上での開示を求める。

## 5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、補助事業の認定を行う場合、事業実施計画書がその事業の目的に沿っているか、採択要件を充足しているか、効果は十分見込めるかについて審査し、補助金の交付に当たっては、整備しようとする施設規模・構造、事業費が適正であるかについて審査しており、本件工事における測量設計監理費については、事業実施主体である市町村において、3社指名競争入札の結果、最低価格落札者と契約した額であり、当時実施機関では、市町村から提出された入札及び契約に係る関係書類（以下「入札等書類」という。）を審査し、適正であると判断した。なお、入札等書類は、審査完了後に市町村に返却しているため、実施機関は保有していない。
- (2) 情報公開の趣旨は、実施機関が現に保有している公文書を開示するものであり、他の機関から取り寄せてまで開示する必要はない。

## 6 審査会の判断

### (1) 本件文書の内容について

本件異議申立てに係る文書は、本件工事における測量設計監理費の内訳に関する文書である。

### (2) 促進対策事業に係る補助金交付手続について

#### ア 補助事業について

促進対策事業は、実施機関が国から交付を受けた補助金を財源として事業実施主体である市町村に補助金を交付する間接補助事業である。

#### イ 補助金交付申請手続について

福岡県補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）及び福岡県小規模零細地域営農確立促進対策事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によると、促進対策事業の補助金交付申請に当たっては、補助金交付申請書及び添付資料として小規模零細地域営農確立促進対策事業実施設計書（以下「事業実施設計書」という。）を提出することになっている。

補助金交付申請書に記載する所要の内容は、事業の目的、事業の内容及び経費の配分（経費の総括、事業計画、附帯工事費の経費の内容）、事業の効果、事業の完了予定年月日、収支予算（収入の部、支出の部）等である。

また、測量設計監理費は促進対策事業の補助金の交付対象経費であり、事業実施設計書の経費内訳書に費目名、金額が記載される。

実施機関は、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかを審査し、

補助金交付決定を市町村長に対して行う仕組みになっている。

### (3) 本件文書の存在・不存在について

本件工事の事業実施主体である 市町村は、実施機関から補助金の交付を受けるため、交付規則及び交付要綱に基づき、実施機関に対し、補助金交付申請書及び事業実施設計書を提出した。

実施機関は、これらの書類を審査し、事業の目的及び内容、金額の算定、必要な事項の記載が適当であると認め、補助金交付決定を行ったとしている。

本件工事における測量設計監理費については、入札等書類を審査し、審査完了後に 市町村に返却しているため、実施機関は保有していないとしている。

当審査会では、平成20年10月7日に飯塚農林事務所を訪問し、文書分類表、文書保管庫及び本件工事に係る事業実施設計書並びに事業出来高設計書を現地見分した結果、本件文書は存在しないことを確認した。

### (4) 本件文書の保有義務について

実施機関は、本件工事に係る補助金交付申請書及び事業実施設計書の記載内容、金額等を審査するために、必要に応じて資料の提出を求めることとしているが、実施機関が審査に際してどのような資料の提出を求めるか、また、それらのうちどの部分を取得し、実施機関の公文書として保有するかについては交付規則及び交付要綱に特に明文の規定はなく、実施機関が適宜判断している。

本件工事の場合、事業実施設計書の経費内訳書の費目の一つである測量設計監理費については資料の添付がなされていない。これについて、実施機関は、測量設計監理費は、事業実施主体である 市町村において、3社指名競争入札の手続を経て確定した数値であり、これを審査するための入札等書類は審査時に提出され、審査終了後、返却したものであるとしている。

測量設計監理費に係る資料については、当該審査時においては必須のものであるが、これらを保有するかどうかについては実施機関の裁量に任されており、保有義務までは認められない。また、入札等書類について、審査終了後 市町村に返却し、保有はしなかったとの実施機関の説明も不合理とまでは認められない。

### (5) 結論

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。